

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成28年度第9回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成28年8月9日（火）午前9時00分から午前10時45分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎2階 全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
大関茂，川瀬武彦，軍地美代，小林照穂，鹿倉よし江，谷口孝悦，田山和子，豊崎繁，保立武憲，馬渡剛（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，吉川彩美，小嶋いつみ，熊田泰瑞，柏直樹，篠原勤，鈴木功，五上義隆，松本崇
- 5 議題及び公開・非公開の別
水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 6人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）の概要について
 - (2) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）

9 発言の内容

○執行機関 定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。第9回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は12名ということで会議は成立いたします。欠席委員は___委員，___委員，___委員，___委員，___委員，以上5名です。こちらの方々は都合がつかない旨御連絡がありましたので御報告いたします。なお本日は傍聴人が6名おります。それでは資料の確認をさせていただきます。事前に水戸市行財政改革プラン2013実

実施計画実施状況（総括）の概要について1枚、水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）55ページの資料、この二つを御送付しております。さらに本日新たに配布する資料としまして、資料③第9回行政改革推進委員会質問一覧表、資料④水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況に対する質問及び回答、こちらを配布しております。万一資料に不備がございましたらお知らせください。それでは議事進行につきましては、行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づきまして、____委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○____委員長 はい、会議次第に基づき議事を進めることといたします。水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いいたします。それでは水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）、実施期間は平成25年度から平成27年度について執行機関から説明をお願いいたします。

○執行機関 はい、それではよろしく申し上げます。資料①水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）の概要についてを御覧ください。行財政改革プラン2013につきましては、平成25年度から27年度までの3年間を計画期間とし、36の改革項目に取り組んできました。実施状況につきましては、平成28年3月31日現在において36の実施項目のうち協働事業の充実と体制づくり、簡素で機能的な組織・機構の編成など20の実施項目が年度計画を達成しております。前回7月31日現在の資料を昨年秋の行政改革推進委員会で配布させていただいていますが、その時から11項目が実施となっております。しかし公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進、人事配置による職員の能力育成など16の実施項目においては一部実施となりましたことから、引き続きプラン2016へ位置付けております。なお、給与の適正化、未利用財産の処分などにより、平成28年3月31日現在で約31億530万円の財政効果を上げています。裏面を御覧ください。実施状況について前回7月31日現在からの対照表がございますので御参照ください。詳細は資料②で御説明いたします。資料②は水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）を御覧になれます。2ページ目を御覧ください。表の構成でございますが左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況、実施における効果、備考、担当課となっております。表の左から2番目の期間内における年度計画の欄には、3年間の各年度において実施すべき内容を年度計画として定めまして、実施したものは「●」とし、翌年度以降に実施したものは「▲」としました。実施できていないものにつきましては「○」としております。実施における効果の欄につきましては、実施又は一部実施としたものについて主な効果を掲載しております。備考欄についてはプラン2016への位置付け、一部実施の理由などを適宜記載しております。平成27年7月31日までの実施状況につきましては、昨年度の行政改革推進委員会に資料を提出させていただいておりますので、今回はその後に進捗のあったものを中心に主な項目について御説明させていただきます。なお、表の中で網掛けがあるところがございますが、こちらは年度計画の平成27年度のところ、また実施状況及び財政的効果の平

成 27 年 8 月 1 日以降の取組に網掛けをしております。それではまず実施項目 1 の本庁舎等の整備の推進につきましては、水戸市新庁舎建設実施設計及び旧本庁舎解体工事が完了したことから実施としてございます。次に 2 の窓口サービスの見直しにつきましては、3 ページをお開きください。窓口体制等の整備について、総合窓口設置基本計画の策定及び推進をしたことから実施としてございます。次に 3 の業務継続計画の策定につきましては、業務継続計画を策定し周知を行ったことから実施としてございます。次に 4 の行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実につきましては、5 ページ目をお開きください。道路工事情報の提供につきまして道路情報システム先進地視察や道路占用者工事情報共有を実施いたしました。工事情報の一部提供に留まるため、引き続きプラン 2016 に位置付けてございます。次に 7 ページをお開きください。情報発信のための指針の策定及び推進につきましては、水戸市ソーシャルメディア等を活用した情報発信に関するガイドラインの策定を実施いたしました。次に 6 の協働事業の充実と体制づくりについては 11 ページの実施状況の欄でございますが、平成 27 年度にコーディネート能力研修などを通して協働推進員の育成に取り組んだことから実施としてございます。次に 7 の市民協働による災害対策の推進につきましては、災害時生活用水協力井戸登録数が 411 基となりましたが、目標の 600 基には至らなかったため一部実施としまして引き続きプラン 2016 に位置付けてございます。次に 12 ページでございますが、災害時要援護者支援体制の構築につきましては、全体方針を定めた後、全地区の避難行動要支援者の同意名簿を作成いたしました。次に 14 ページをお開きください。9 の地域コミュニティプランに基づく活動の支援につきましては、全地区の地域コミュニティプラン作成を完了いたしました。さらに三の丸地区及び緑岡地区の取組を広報みとで紹介するなど、地域コミュニティプランに基づく活動の支援を行ったことから実施といたしました。次に 15 ページ、11 の保育所・幼稚園の適正配置につきましては、民間保育所 2 か所の新設による定員増を図りましたが待機児童の解消には至らず、また目標にしております適正配置方針の策定にも至っていないことから引き続きプラン 2016 に位置付けております。次に 18 ページ、13 の事務事業の見直しにつきましては、会議のルールの設定及び周知を実施いたしました。また嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化につきましては、嘱託員の報酬等支払事務に関して市長部局における一元化を実施しましたが、社会保険等業務の一元化には至らなかったことから引き続きプラン 2016 に位置付けを行ってございます。ページを返して 19 ページを御覧ください。上の段の事務処理マニュアルの活用につきましては、事務処理マニュアルの作成率が 85.9 パーセントとなりまして、7 月 31 日現在から 9 パーセント向上しましたが全部署での作成には至っていないことから引き続きプラン 2016 に位置付けてございます。次に 14 の市単独扶助費の見直しにつきましては、高齢者お祝い金の見直しについて新制度による支給を開始し、23,370 千円の支出削減をしております。また 20 ページの特定介護助成制度の見直しについて、新基準の実施により 7,410 千円の支出削減としております。また福祉手当の見直しとしまして、福祉手当制度の継続決定をいたしました。これら全てを実施していることから、プラン 2016

への位置付けはしておりません。次に 22 ページをお開きください。16 の入札制度の改正につきましては、130 万以上の建設工事全てに電子入札を導入したことから実施とし、プラン 2016 への位置付けはしておりません。次に 23 ページを御覧ください。18 の事務事業の民間活力活用の推進につきましては、公園墓地管理事務所の業務におきまして維持管理業務の委託を決定し、平成 28 年 4 月から委託を実施しております。また給食調理等業務につきましては、平成 28 年 4 月から浜田小、渡里小で調理業務委託を実施しております。次に 19 の公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進につきましては、29 ページを御覧ください。図書館について記載がございます。指定管理者の指定について定例市議会に議案を提出して可決し、平成 28 年 4 月から指定管理者制度の導入を実施いたしました。次に 20 の外郭団体の財務体質・執行体制の改善につきましては、社会福祉協議会と社会福祉事業団の統合に係る課題等について協議を重ね、平成 28 年 4 月から社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併を実施いたしました。次に 35 ページを御覧ください。23 の財政分析と公表につきましては、平成 26 年度決算を基に「水戸市財政の現状」を作成しましてホームページ上で公開したことから実施といたしました。次に 24 の公債費負担の適正化につきましては、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間合計で一般会計の普通債の新規発行額を 78.9 パーセントとしまして、償還元金の 8 割以内に抑制をしたことから実施といたしました。次に 37 ページ、25 の受益者負担の適正化につきましては、下水道・農業集落排水施設使用料の改定としまして平成 27 年度に改正を決定、28 年度から改定を実施いたしました。次に 39 ページをお開きください。27 の社会保障制度の適正な運営につきましては、43 ページをお開きください。生活保護について記載がございます。生活保護受給者の就労支援の推進によりまして保護費減額が 94 件、保護廃止が 40 件となりまして、平成 27 年度は 59,069 千円の支出削減となりました。次に 45 ページをお開きください。28 の収納率の向上につきましては、ここから 47 ページまで各税・料を掲載しております。現在、決算額確定前のため年度計画の達成を判断できませんが、引き続きプラン 2016 に位置付けて納税者間の負担の公平性の確保に努めてまいります。次に 29 の未利用財産の活用と処分につきましては、未利用財産の売却や貸付によりまして、総務部で平成 27 年度 154,461 千円の収入増、水道部では 81,547 千円の収入増となりました。次に 30 の先行取得用地の管理の適正化につきましては、先行取得用地の買戻しが全て完了せず、目標の長期保有地の活用策の検討もできていないことから一部実施として、引き続きプラン 2016 の中で検討をしてまいります。次に 52 ページを御覧ください。34 の職員研修の充実につきましては、平成 28 年度大学院（茨城大学）派遣研修に従事する職員 1 名の公募を実施いたしました。また水戸市人材育成基本方針（第 3 次）を策定いたしました。最後に 53 ページをお開きください。35 の多様な人材の確保につきましては、平成 27 年度目標でございます事務（特別選抜）試験の実施と民間企業等経験者を対象とした採用試験を実施いたしました。以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。ただいま、行財政改革プラン 2013 実施計画の総括について報告がありました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ質問をい

ただいておりますので、まずその質問についての回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は質問があった項目の所管課長に御出席をいただいておりますが、関係する質問が終了したところで退席していただきます。それでは五つの大きな柱ごとに進めてまいります。第一の基本的方向「市民視点に立った行政サービスの提供」の実施項目の3番、4番、5番について、回答をお願いします。

○**行政改革課** それでは3番について御説明いたします。資料④を御覧ください。1ページ目にございます業務継続計画（災害編）の策定についてどのように反映しているのか、また地域の実情ともてる資源に応じた水戸市独自の計画策定があればどのように反映するのかという御質問でした。そちらに対する回答ですが、地震や風水害等の災害や新型インフルエンザ等の発生においては、職員は災害応急対応業務や感染対策業務に従事する必要があります。一方でそのような状況下にあっても、市民の社会生活の維持に不可欠な通常業務については継続して行わなければならないことから、平成25年度から水戸市業務継続計画の策定を進め、平成28年3月に完成をしたところであります。計画の策定に当たりましては、国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」や、業務継続計画を策定済みの他市事例を参考としたほか、東日本大震災における被災地としての経験を踏まえ、より実態に即した実効性の高い計画となるよう努めております。具体的には、次に掲げる点が本市の業務継続計画の特色となっております。まず一つ目が、災害時における災害応急対策業務や新型インフルエンザ等の発生時における感染対策業務の内容や人員配置を定めた「水戸市地域防災計画」及び「水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合を図っている点でございます。二つ目が、国の作成ガイドでは発災直後からの経過日数に応じて、市町村が優先的に実施する通常業務を選定しておりますが、地震や風水害など異なる災害が複合的に発生する事態に柔軟に対応できるよう、本市の業務継続計画では電力供給等のインフラへの影響や交通機関の状況などをもとに、各災害に共通の4段階の想定被害レベルを設定し、そのレベル別に優先業務を決定している点でございます。三つ目は、各想定被害レベルにおける優先業務や休止業務の選別につきましては、事務分掌を踏まえ、各課又は出先機関が主体的に決定しており、毎年度、組織改編等の有無に応じて必要な見直しを実施するよう計画に位置付けている点でございます。四つ目は、災害等に対する平素からの取組として、発災時の勤務時間外の職員の登庁義務や連絡体制の確認を定期的の実施することに加え、各職員の住居から勤務場所までの徒歩での所要時間の把握を義務付けるなど、業務継続のための日頃の備えにも十分留意した計画としている点でございます。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして項目4番の行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実、及び5番の市民意見の反映についてみとの魅力発信課よりお願いします。

○**みとの魅力発信課** よろしく申し上げます。行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実について委員の御質問にお答えさせていただきます。まず水戸の魅力を発信する情報についてお答えさせていただきます。本市には歴史、文化、自然など多くの地域資源が存在

し、それらを水戸の魅力としてとらえております。現在みとの魅力発信課では、さまざまな広報媒体を活用しまして、それらの魅力を市内はもとより県内や国外へも積極的にPRしております。広報媒体の活用にあたりましては、世代や内容に合わせた対応を行っており、紙媒体のほか、積極的にSNSやホームページ、スマートフォン向けアプリケーションなども効果的に取り入れております。特に昨年度からは、さまざまな地域資源を紹介する動画を作成し、YouTubeなどの動画投稿サイトで配信しているほか、今年度からは積極的にSNSにおいても配信してまいりました。動画は再生回数により、視聴者の関心の高さを検証できることから、昨年度実施した広報みとについてのアンケート結果や、ホームページのアクセス状況、SNSにおけるフォロワーの反応などと合わせて、今後の情報発信に役立ててまいりたいと考えております。mitonote につきましても、多くの皆さんに興味を持って読んでいただいていることから、今後も内容の充実に努めてまいります。委員からの御提言がありました次号予告の掲載についてですが、mitonote の内容は発行後の読者の感想や御意見などを踏まえながら次号の内容を決めているため、制作時において、まだ定まっていないのが現状です。水戸の魅力の整備につきましても、水戸市第6次総合計画に基づきながら、今後もさまざまな地域資源を磨き上げていくとともに、新たな情報発信手段を積極的に取り入れながら、訪れてみたいと思われるような魅力あるまちを目指してまいります。続きまして、項目5の市民意見の反映、市民懇談会の開催についてお答えさせていただきます。市民懇談会は小学校区を単位とした地区会ごとに開催しており、地区会が中心となり運営をしていただいております。平成27年度当初、市民懇談会を開催する予定であった地区のうち、河和田地区（平成28年2月9日（火）予定）につきましても、地区会の都合により、平成27年度ではなく、平成28年度中（平成29年2月2日）に実施することになりました。上記により、平成28年度中に市民懇談会を開催する地区が一つ増える結果となりましたが、全体の実施計画への影響はないものと考えております。なお、平成27年度市民懇談会につきましても、提出しました資料を御覧いただければと思います。以上でございます。

○___**委員長** ありがとうございます。質問に対する回答がなされましたが、これに関連して委員の皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○___**委員** 水戸の魅力発信について、御回答ありがとうございます。いろいろと御努力されているのは重々承知しております。私は水戸の出身ではございませんが、今水戸に住まう者として、水戸が全国的に魅力を持った市として、外の皆様に来ていただけるようなまちにしていきたいと思っております。そういう観点から申し上げますと、水戸の魅力というのは一般の方に理解されにくい部分が多いと思います。ただ絵や写真を並べても、果たしてそこにどういう魅力を感じていただけるか、疑問があります。写真などいろいろな媒体がありますが、本当の水戸の魅力とはただ見た感じだけではなくてその奥にある意味深さを訴えていかないと、伝えるのは難しいのではないのでしょうか。資料にもあるように、これは大変地道な作業であると思います。これを見ますと『なるほど、そういう

ことか』と、水戸の魅力が実感として伝わってきます。そこで初めて水戸の魅力の奥深さが解ってもらえるのではと思います。例えば偕楽園ですが、日本三大公園の一つとして名前は全国に知られていますが、いざ来てみると『何だ、単なる梅林じゃないか』という感想を持つのが一般的です。ただ、偕楽園という公園の持つ意味を一つ一つ紐解いていくと、『なるほど、ここはこういう見方をすればいいのか』と、そこに偕楽園の価値が出てくるのではと思います。また、歴史上の人物も水戸にたくさんいます。残念ながら明治維新まで続いた賢人は少ないのですが、維新を成し遂げるに当たっては物凄く影響を持った人がずいぶんいます。それが歴史の陰に隠れてしまっている、日本国内にもあまり知られていない。非常に残念なことだと思います。水戸市内にも水戸の歴史をつくった方々の像が設置されていますが、それをじっくりと見ている通行人はあまり見かけません。銅像で立ち止まってみる旅行者が増えれば、水戸の魅力に気付いてくれる人が増えているという示唆にもなると思います。一つ一つの歴史的資産や、あるいは自然などたくさんあるのですが、それを理解してもらうための物語性というか、心に訴えることを掘り下げていけば、水戸の魅力はもっと良いものになっていくと思います。そういうところは是非心を配っていたいただければと思います。以上です。

○___**委員長** ありがとうございます。様々な文化財や歴史的建造物には歴史的な背景やストーリーがあります。今後の基本的な方向性としましては特に異論はございませんが、特集を組む場合には歴史的背景を含めてより深化していただければと思います。一方でみとの魅力発信課イメージアップ係は職員数3名で頑張っておられます。ちょうど職員定数の適正管理のところでも議論になるかと思われそうですが、3名でどこまでできるのかというのもございます。どれが重点項目ということを上申しているのではなく、そういった中でこのようなものを作られているということをお委員の皆様にご理解いただければと思っております。

○___**委員** 大変な努力をいただいているということは認識しております。

○___**委員長** ありがとうございます。他にございますか。

○___**委員** よろしいですか。市民意見の反映ということで市民懇談会の開催を予定されておまして、去年は予定よりも少し未達成だった地区もありますが、これは地区の事情があったということでした。最近水戸市の市民懇談会の計画がホームページ上で公開されております。以前はあまり事前の計画は公表されていなかったと思うので、これは非常に良いことと思います。その地区に住んでいる人が、今年度は自分の地区で懇談会があると認識していれば、市民の参加も自ずと増えてくると思います。最近ホームページを開いたら年度計画が出ていましたので、これはいいことだなと思ひまして述べさせていただきました。

○___**委員長** ありがとうございます。引続きよろしくお願ひしたいと思います。他にございますか。よろしいでしょうか、ありがとうございます。所管課長におかれましては質問が終了しましたので、これで御退席となります。次に第2の基本的方向、市民との

協働による地域力の活用の質問に移らせていただきます。実施項目の7、及び9番について順次回答いたします。まずは市民との協働による災害対策の推進について、地域安全課長お願いいたします。

○**地域安全課** よろしくお願いたします。____委員からの質問でございます市民との協働による災害対策の推進、災害時要援護者の支援対策の推進のうち一つ目として、作成された名簿はどこでどのように管理されるのかという御質問でございます。二つ目はその名簿の更新についてはどうなっているのかという御質問でございます。回答させていただきます。災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者への支援対策につきましては、これまでのモデル地区での検証等を踏まえ、昨年度、支援基本方針を定めた上で、全小学校区ごとに、名簿を取りまとめたところであります。管理・運用につきましては、個人情報提供することに同意いただけた方の名簿を、消防、警察をはじめ、実効性を考慮し、地域の防災活動の拠点である市民センターに配備するとともに、民生委員の皆様にも名簿を配布し、災害に備えてまいります。併せて、今年度、支援者の皆様等と協議しながら、平常時の名簿の取扱いや災害時の円滑な支援活動を行うためのマニュアルを作成してまいります。また、名簿情報の更新につきましては、現在、日々変化する情報に対応できるよう住民基本台帳や福祉部門のシステムと連携することはもとより、ネットワーク切断時にも対応可能なシステムの導入を進めているところであります。以上でございます。

○____**委員長** ありがとうございます。続きまして項目9、地域コミュニティプランに基づく活動の支援について、市民生活課長よりお願いいたします。

○**市民生活課** よろしくお願いたします。地域コミュニティプランに基づく活動の支援のうち、地域コミュニティプランの周知について____委員から御質問をいただいておりますのでお答えいたします。地域コミュニティプランの作成につきましては、おかげ様で各地区会の役員の皆様をはじめ、皆様の多大な御尽力をいただきまして平成27年度中に32地区全ての地区において作成が完了いたしました。このコミュニティプランは、地域が主体となった地域コミュニティ活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などをまとめたものです。____委員の御提言のとおり、このコミュニティプランは作成して終わり、というものではなくむしろこれからがスタートであると考えております。今後は、地域住民の皆様いかに周知啓発を図り、地域の共同体意識を醸成した上で、持続可能な活動につなげていくかが課題であると認識しております。水戸市といたしましては、各地区において作成されたコミュニティプランについて、その実現や課題解決に向けて、これまで各地区の取組などについて広報みやまや住みよいまちづくり推進協議会の広報誌の活用を通して、紹介や事例発表を行うとともに、水戸市のホームページには全32地区のコミュニティプランを掲載し、どなたでも御覧いただけるようにしております。また、今年度からコミュニティプランの実現に向けた研修会を計画的に開催する予定でございます。この地域コミュニティプランが絵に描いた餅にならないように、今後もあらゆる機会をとおして周知啓発を積極的に行っていき、地域のことを一番よく知

っている地域の皆様が自分の住んでいる町に対する愛着心、愛郷心を持ち、自らが主体となった地域コミュニティ活動の活性化を図るための積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。質問に対する回答がなされましたが、これに関連して御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○**委員** よろしいですか。コミュニティプランですが、先ほどの説明にもありましたが、これからコミュニティプランをどうPRをしていくか。多分その地域の方々も自分のところでどのようなコミュニティプランが作成されたのか、ご存じない方がほとんどではないかと思います。私自身も地区から説明を受けたことはございませんので、他の地区も同じではないかと思います。まずは地区の皆さんに、自分の地区のコミュニティプランを周知徹底していただいて、コミュニティプランを実現させていくための協力体制をどのように築いていくか考えることが必要かと思います。市町村もそのためのリーダーシップをしているということですが、やはり地域の住民自身がその気になってもらわないとなりません。そのための活動はどのようになされていくのでしょうか。大変なことだとは思いますが、何らかの形で具体化していただければと思います。先ほどの説明では、今まで三の丸地区と緑岡地区の取組を広報みとで紹介されていたのを私も見た記憶があります。そういった広報活動などを今後どのようになされていくのかをお聞かせください。

○**委員長** はい、市民生活課長お願いします。

○**市民生活課** はい、ただいまの**委員**の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、地域の皆様に周知徹底を図って意識を持っていただくことが一番大事であると認識しております。すでに三の丸地区や緑岡地区等の活動を公表させていただきましたが、引き続きあらゆる媒体等を使いまして、様々な機会をとらえてPRを図っていきたいと考えております。それから地域住民の方にペーパーをお渡しして御理解をいただくというのも、それだけでは難しいと考えておりますので、まずは地域住民の方々がそれぞれの地区の活動に参加していただいて、顔と顔がわかる活動をしていくことが大切ではないかと考えております。従って様々な活動機会をとらえて、地域の方々が地域活動に出ただけのように私どもも努力していきたいと考えております。

○**委員長** ありがとうございます。今の御説明の中にもございましたとおり、どこか先行する事例あるいはモデルケースとなるような事例があると今後進めやすいのかなと思います。役に立つかは別として、岩手県の矢巾町というところでアウトリーチという手法を使って、上下水道について住民の理解を底上げすると同時に、地域リーダーも育成してゆくという手法が最近ございます。参考となるかはわかりませんが、そういった手法もあるということで御検討いただければと思います。

○**委員** よろしいですか。私は内原地区なのですが、プランを1部ずつ全戸に配布しております。そしてコミュニティプランは住民が自分達で作っていますので、役員の方々が集まって練り上げて作りました。ただ自治会に入っていない家庭には回覧でまわってい

まして抜けてしまうこともあるかもしれませんが、できるだけ配布はしました。

○**委員長** ありがとうございます。貴重な情報かと思います。いまの____委員の御説明にあったとおり、一から作りあげたのは誰なのか。上からではなくて地域の皆様が作りあげた、なおかつ皆様が担当してコミュニティプランを概ね配布したということでした。他にございますか。よろしいでしょうか。それでは両課長におかれましては、関係項目が終了いたしましたので御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。それでは第3の方向性、質の高い行政運営の推進の質問に移らせていただきたいと思います。実施項目の11番、13番、17番、19番と続くのですが、それぞれ御説明をお願いいたします。まず11番の保育所・幼稚園の適正配置についてお願いします。

○**幼児教育課** 幼児教育課でございます。よろしくお願いたします。御質問をいただいたとおり、各施設の類別ごと、施設数、保育需要数、定員数等について表を作成いたしました。平成24年度から平成28年度4月までに、民間保育所を9か所開設したほか、平成28年度から新たに小規模保育事業を5か所開設し、平成24年度から1,466名の定員増を図ってまいりました。今年度は新たに定員90名の民間保育所を3か所、小規模保育事業を1か所開設する予定となっております。今後も待機児童解消に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして項目13、事務事業の見直しについて行政改革課長お願いします。

○**行政改革課** 事務事業の見直し、事務処理マニュアルの活用についてお答えいたします。事務処理マニュアル作成につきましては、昨年度が行財政改革プラン2013の最終年度ということもあり、期限を設定し、集中的に作成を推進した結果、1年間で作成率が約9パーセント上昇し、85.9パーセントとなったところですが、目標の100パーセントには至っておりません。これまでも、年2回の行財政改革プランの実施状況報告のタイミングや、人事異動がある年度末に向けて、各課へマニュアル作成を促してまいりました。しかしながら、マニュアルが未作成の部署（主に係単位）が377部署中12部署あることから、個別に厳しく指導してまいります。そのほか、マニュアルの作成を進めているものの、未完了のマニュアルがある部署があることから、引き続き、行財政改革プラン2016においても、作成の推進に努めてまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。

○**行政改革課** 続いて____委員より御質問いただいた、職員定数の適正管理についてお答えいたします。類似都市との比較についての御質問にお答えいたします。厳しい行財政環境の中、義務的経費の抑制は必要であり、引き続き、職員定数の適正管理に努めていく必要があるため、行財政改革プラン2016にも「職員定数の適正管理」を実施項目として位置付けております。職員定数の適正管理に当たっては、委員の御指摘のとおり、他市との比較が有効であるため、全ての市区町村を対象に国が実施する「定員管理調査」の結果に基づき、他の特例市よりも職員数が多い部門などを分析した上で、民間活力活用及び嘱託員

等の活用などの手法により、職員定数の抑制に取り組んでおります。なお、定員管理調査において参考としている数値は、特例市の平均値であり、城里町の消防業務を受託しているなど、本市の施策推進の状況により、平均値と比べ多くなっている部門もございます。次の14ページをお開きください。――委員長から、同じく職員定数の適正管理についての御質問です。御質問の主旨は、職員定数は災害等のリスクに対してある程度余裕をもって検討するべきであるという御質問についてお答えいたします。本市の職員数につきましては、毎年度、各課の事務事業の増減状況についてヒアリングを行い、事務量の把握をしながら適正な配置に努めているところです。災害時におきましては、各課の職員数から、地域防災計画に基づき、必要な人員が動員されることとなっているほか、業務継続計画に基づき、非常時においても市民の社会生活の維持に必要な業務を継続する体制を確保しており、適正な人員体制がとられるものと考えております。また、大型プロジェクトの推進に当たりましては、新庁舎をはじめとする四つのプロジェクトごとに専門の部署を設置し、担当の職員を配置して、計画的な整備を推進しております。さらに、中核市移行に伴う事務を円滑に進めるためには、一定の増員が必要となります。移行に当たりましては、保健所事務をはじめとした専門的な事務を担う職員について、茨城県に実務研修性として派遣していくこととしており、本年7月に来年度の実務研修に向けて、獣医師及び薬剤師の採用試験を実施したところです。今後、その研修について受入れ側である茨城県との協議を進め、計画的な採用を図ってまいります。今後も、災害時における体制や中核市移行を見据えるとともに、職員及び市民サービスの質の向上に留意しながら、職員定数の適正管理に努めてまいります。以上でございます。

○――委員長 ありがとうございます。それでは項目19、公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進、図書館への指定管理者制度導入について、中央図書館長に御説明をお願いいたします。

○中央図書館 はい。――委員より、図書館への指定管理者制度導入に伴い、検討した問題点と対応策についての御質問でございますが、他市の事例において、指定管理者が不適切な資料購入を行ったとして報道された件につきましては、水戸市は、公立図書館の使命である一貫した蔵書構成を維持するため、指定管理者制度導入後も、中央図書館は直営とし、資料の選書、購入、除籍を行っております。また、指定管理者が実施する新たな事業においては、事前に中央図書館の承認を義務付けております。指定管理者に対するチェック体制につきましても、月次、四半期、年度終了後には年間報告書の提出を義務付けており、中央図書館においてこれらの報告書により業務実施状況を精査し、また、適宜に現地調査を行うことにより、管理運営が適正かつ確実に遂行されているか指導・監督を行っております。以上でございます。

○――委員長 ありがとうございます。以上で基本的方向第3、質の高い行政運営の推進についての回答を終えました。委員の皆様方の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○___委員 よろしいですか。保育所・幼稚園の適正配置について 16 ページ，平成 27 年度に民間委託を踏まえ，すずらん保育園と元吉田さくら保育園の定員を増やしましたと報告はありましたが，それによって保育士の確保が大変だと思うのですが，その辺りは把握されているのですか。

○___委員長 はい，幼児教育課長お願いします。

○幼児教育課 認可申請書を検査する際に，保育士の定数は確認しております。保育士の確保についてはハローワークと連携して，保育士を希望している登録者に対して現場での体験指導などをしながら職場復帰に向けた指導をしております。

○___委員 そうしますと，その定員数に応じた保育士がいるから確保はできるということですか。今はせつかく作ってもなかなか保育士が集まらないのですから。

○幼児教育課 確かに保育士の確保は課題となっております。

○___委員長 はい，他にいかがでしょうか。

○___委員 施設別入所児童数・定員数・待機児童一覧という資料を作ってくださいまして，大変わかりやすい資料です。ありがとうございます。この資料を今後引き続き，わかるように示していただければと思いますので，よろしくお願いします。少々確認ですが，平成 28 年度をみますと施設数・入所児童数・定員数・待機児童数とあります。4 月現在で公立保育所の定員数が 1,000 名に対して，入所児童数が 920 名です。ということはまだ 80 名の余裕があるということですね。それに対して待機児童数が 30 名います。これは家庭の事情などあるのかもしれませんが，何かあるのでしょうか。他の施設についても同様のことが言えるのですが。

○幼児教育課 待機児童について，定員数より入所児童数が少ない原因は，待機児童の年齢は 0，1，2 歳が 8 割を占めています。0，1，2 歳ですと保育士の定数がございまして，そのところで差が出てしまっております。

○___委員長 いわゆる未満児ですね。特定の施設に集まる傾向にあります。

○___委員 問題がどこにあるのか，この表だけではわかりにくいですから，年齢順にみていかないと繰り返しになってしまいます。

○___委員長 よろしいでしょうか。

○___委員 はい，事務処理マニュアルに関してですが，いつも未達という状態が続いていますが，何とかならないかと思います。平成 28 年度 3 月 31 日での正確な未作成数は何件くらい残っているのか，数字がお分かりなら教えていただきたいと思います。

○___委員長 はい，行政改革課お願いいたします。

○行政改革課 平成 28 年 3 月 31 日現在のマニュアルの総数としましては 4,284 です。そのうち，別に要項を定める，あるいはマニュアルを作成不要としているところが 2,710 です。マニュアル作成済み数は 1,352，未作成数は 222 です。マニュアル作成率は 85.9 パーセントでした。

○___委員 わかりました。この数字はプラン 2016 に引き継がれるということですね。は

つきりさせていただきたいのですが、プラン 2016 のスタート時点でこれは残っているということ、その内訳は先ほど報告いただいた 12 部署に原因があるということ。該当の名称もはっきりしていると思うので、それらを明確にさせていただきたいと思います。そしていつまでに完成するかをきちんと押さえていただきたいと思います。その上でプラン 2016 に引き継いでいただきたいと思いますので、是非お願いします。

○___委員長 はい、御要望についてはしっかりと反映させていただきたいと、私からもよろしく願いいたします。他にございますか。

○___委員 はい、図書館についてですが、水戸市は 6 館体制をとっておりまして、他の都市部と比べると恵まれた状況にあると市民の皆さんも自覚していらっしゃると思いますが、経済の低迷から出版業界も落ち込んで本も売れない状況であるならば、なおさら図書館の役割が大きくなっていると思います。そのような中で指定管理者制度を導入しましたが、中央図書館が直営としての機能を持たせたということは、大変良いことだと思っておりますし安心しています。ですから指導監督の責任は大きいと思いますが、きめ細かな内容の御指導と目配りをこれからもよろしく願いしたいと思います。

○___委員長 はい、これは非常に大切な御指摘かと思えます。民間企業に任せたと、様々な課題や問題が出てくるということを踏まえての御意見かと思えます。是非今後も御留意のほどよろしく願いいたします。他にございますか。

○___委員 はい、ただいまの御意見に私も賛成なのですが、全国の指定管理者制度を導入した自治体の様々な事例、問題点が公表されています。本来の図書館業務というと無料でいろいろなサービスを提供しています。ところが民間企業というのはやはり報酬がないと成り立たない性格を持っています。限られた報酬で業務を行うとすると、どのようにして自分の利潤を出すかという、人員を削るとかサービスを削るなど、どうしてもそういう方向に流れがちです。そういうことからいろいろな弊害が出ていると感じます。そういう意味で注意して見守っていかなくてはならないと思います。どういった図書を入れるかというのも問題ですが、地域の活性化、地域との一体化を図るために、例えば子供を対象とした読み聞かせなどいろいろなサービスを行っています。これらは無料で行っているサービスです。市の公共体としての仕事ですから、そういったサービスがおろそかにされないように見守っていく必要があると思います。その役目を果たしていただくのは中央図書館だと思いますので、市としてもよく注意をしていただきたいと思います。

○___委員長 はい、当委員会としてもその点は御留意いただいて、方向性としてはこれで良いと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○___委員 少々よろしいでしょうか。

○___委員長 はい、どうぞ。

○___委員 中央図書館がずっと閉館しているのですけれど。このように中央図書館の意義付けがされているのに、あまりにも閉館が長期にわたっています。いつ再開されるのでしょうか。建物が古くなって修繕しているところなのかもしれませんが、解体しているわ

けでもない、改築工事が始まっている様子もない、どのようになっているのでしょうか。

○___委員長 事実確認ということでよろしいでしょうか。

○___委員 はい。

○___委員長 図書館長お願いします。

○中央図書館 行財政プランからは離れますが、水戸市において公の施設を耐震補強することが求められておりました、避難所になるようなところが優先されてきました。図書館は避難所ではないのですが、皆様が集まる公の施設ですので耐震補強が必要だとされまして、耐震診断を行いました。その結果補強が必要という判定が出ました。ちょうど建設工事の入札が終わったところなのですが、金額が大きいものですから9月の議会で契約案件になりまして、その後約1年間で工事を行うこととなります。その後開館準備を進めまして、平成30年4月1日に開館の予定でございます。市立図書館の地区館5館におきましては既に指定管理者制度導入を決定していますが、中央図書館の工事期間中はその機能移転ということで、内原図書館の指定管理者制度導入を2年間遅らせて、そこへ中央図書館の機能を移転しております。事務室等については内原図書館だけでは収容しきれなかったもので、近くの市の施設などを利用しております。中央図書館に併設されている博物館については、事務室は公設地方卸売市場にございます。博物館資料は図書資料以上に取扱いに慎重にならなくてははいけません。収蔵庫から出して倉庫に預けるといってもいきませんので、歴史館などの施設へ資料を預け入れる作業があります。同様に図書資料も内原図書館へ移動させる作業がございます。そのために4月から休館とさせていただいて、そういった作業を進めております。工事が終わりましたら、今度は開館のために再度移転の作業を行うため、少々お時間をいただくこととなります。工期は12か月程ですが、どうしても前後の作業が必要になりますため、2年間の休館をいただいております。皆様には御迷惑をおかけしております。以上でございます。

○___委員長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では私から職員定数について、震災等のリスクに対して行政機構の職員は質・量ともに重要な最大の保険であると申し上げましたが、もう一つ中核市移行に伴ってこれまでと異なって大幅に人材が必要となる。その時に量はいいのですが質が大切になりまして、急に増やすのではなく先を見越して、質保障も考えて計画的な増員を検討すべきではないかと思えます。

○___委員 やはり必要人員というのはありますので、それはやむなしと思えます。ただそれをいいことにして基本を踏み外してはいけないと思えます。基本はしっかり固めて、それにプラスする要素というものを明確にさせていただきたいと思えます。水戸市のこれまでの努力とは大変なものであると思えます。ただやはり全国的なレベルから見ますと、それに甘えては駄目ということを念頭に置いていただきたいと思えます。

○___委員長 はい。蛇足ではありますが、日本の公務員の数というのは世界的に見ても少ない部分にあつて、日本全国で比べるのもありますけど、世界と比べると本当に少ないです。「小さな政府」というのを日本はずっと望んでいて、我々有権者もそれは良いことだ

と思っていましたが、本当に良いことかどうか今後考えていかななくてはならないと思います。要するに「小さな政府」になることで、何が出来て何が出来なくなるかを考えなければなりませんと思います。

○___委員 事務処理マニュアルが未整備な部分がある。例えば社会福祉法人の法改正や内部統制に係る事務手続きを規程化しなさいという指導は、行政が行うものであると考えます。その指導する側がマニュアルが出来ていないことは、職員の質の問題と繋がってくるのではと思います。指導しなければならない立場から鑑みれば、できるだけ早くマニュアルの作成を進めていただきたいと思います。

○___委員長 はい。みとの魅力発信課でもそうですが、3名だけでやっているのは事実ですので、これで足りるのかどうか考えていかなければと思います。他にございますか。

○___委員 水戸市が中核市へ移行するにあたって保健所が必要ということですが、既に水戸市には県の保健所がありますよね。県と市と二つ保健所ができるということですね。法律で決められているとはいえ、無駄だと思います。保健所の所長は医師でないといけないとのことですから、相当な給与を払わないと来てくれないのではないのでしょうか。二重行政ではないか、行政改革の対象になるのではと思います。一国民として、市民として無駄だと思います。

○___委員長 はい、行政改革課お願いします。

○行政改革課 中核市移行推進については、行革プラン2016に実施項目として位置付けを行っておりまして、いま進行・管理しているところで、現在の36項目には入っておりません。次の計画の中で詳しく御報告してまいりたいと思います。

○___委員長 ではこの件は申し送り事項として処理させていただければと思います。他にいかがでしょうか。それでは第3の基本的方向、質の高い行政運営の推進については以上とさせていただきます。御出席いただいた関係課長、ありがとうございました。1時間半経っていますが、一旦休憩を入れましょうか。それとももう少し頑張りますか。それではこのまま続けさせていただきます。第4の基本的方向、将来を見据えた財政基盤の構築についての質問に移ります。実施項目28番について回答をお願いします。収税課長お願いします。

○収税課 よろしくお願いたします。___委員から、各税の滞納について納税対象者が重複している可能性がある、その場合各担当課それぞれに督促するのではなくまとめて督促するほうがいいのかという御質問と、2点目は各税の年度別の収入未済額の推移についても示していただき、現在の取組み状況についても説明いただきたいと御質問を受けました。市税等の収納対策につきましては、収納対策本部において強制徴収債権や非強制徴収債権といった債権の性質ごとに研修会を実施しております。今年度の6月に非強制徴収債権の研修を実施しておりまして、各課担当者の方に御出席いただいております。こうした研修をとおして滞納整理のスキルの向上に努めるなど、横断的な取組を進めているところでございます。委員御指摘のとおり、滞納者につきましては税・料ともに滞納があるケ

一スも多く、他市においては、徴収の一元化により滞納整理を実施している事例もございます。徴収組織の一元化は、滞納整理の強化に向けて選択肢の一つであることは間違いないと考えております。ただ、各職員をはじめとして組織としての滞納整理のスキルの向上とその継承という下地があつて、はじめて機能するものと考えております。検討の条件を整えるためにも、まず市としての基本的スキルの獲得とその向上を図る必要があると考えます。参考として、私共は市税を扱っておりますが、市税の徴収取組として、近年財産調査を強化しまして、その結果に応じて差押え等の滞納整理を進める基本事項を徹底することで収入未済額の縮減及び収納率の向上に結び付けてまいりました。ただ滞納整理全般における滞納整理のスキル不足は否めず、昨年度は納税者死亡に伴う相続人への滞納税の継承の強化、共有不動産における共有告知の強化、今年度は年間公売回数の拡大と、毎年度、課題を持って重点的に取り組んでおります。また、不納欠損額の推移につきましては、全体としては、平成 27 年度は前年度と比較して 0.1 パーセントの減少となっております。詳細につきましては、別添で収入未済額及び不納欠損額年度別一覧を御参照いただければと思います。各課におきましては債権の適正な管理に努めておりますが、市税の例では、財産調査によりどうしても納められないということが分かった場合には、滞納処分の執行を停止することになります。それが進展していきますと、具体的には執行停止から 3 年経過しますと時効となります。そうすると欠損額も増加することが考えられますので、平成 27 年度の減少をもって減少傾向にあるとまでは言い切れない状況であります。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。質問に対する御回答をいただきましたが、これに関連して御意見、御質問等ございますか。

○**委員** よろしいですか。日頃の努力には敬意を表しますが、県内の他市と比較しても水戸市の場合は過年度分の納税率が相当悪いですよ。水戸市内には非常に質の悪い納税者がいるのかなと感じます。実際に調査をして、財産があるのに滞納しているケースはどの程度あるのでしょうか。それとも、あるだけ納めてもう余力がないというのが実態なのでしょうか。

○**委員長** 収税課長お願いします。

○**収税課** はい、具体的な割合というのは出してはいないのですが、近年は財産調査に基づいて差押えなどを行うと御説明しましたが、例えば 27 年度には 1,200 件の差押えを行っております。これは調査に基づいて、財産があつたから差押えを行ったものです。数年前は 2,000 件近い数字でしたが、昨年度は 1,200 件程度でして、一昨年もだいたい同じくらいの数字でした。やはり財産調査を徹底していく中で、財産をお持ちでありながら滞納している方についてはある程度押さえてきていると思います。同じくらいの数字で執行停止も行っております。これも財産調査を行った結果、どうしても納められないという方については保留という形で、とりあえず徴収猶予を利用して様子見させていただくという形で執行停止とさせていただきます。執行停止となったケースについても定期的な調

査を行っておりまして、一度執行停止になったとしても半年後、あるいは1年後の財産調査で財産が見つかった場合には差押えをするケースもございます。これは決して数は多くないですが、逃げ得は許さないという対応をとっております。

○___**委員長** ありがとうございます。ここ数年、悪質な滞納者についての対応を相当進めていたということですね。人員が限られている中で、収税課の皆様がしっかり業務をされている、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○___**委員** 今のお話を伺っていると、やはり悪質な滞納者がずいぶんいると改めて認識しました。調査や執行などいろいろ大変ですが、意を強くして行っていただきたいと思ひます。

○___**委員長** 重ねてお願ひいたします。他にございますか。無いようでしたら、これで第4の基本的方向についての質疑を終えたいと思ひます。収税課長ありがとうございます。第5の基本的方向、行政運営を担う職員の資質の向上については皆様方から質問はございませんでした。何か御質問等ございましたらお願ひします。これまでの委員会の中でも、第5の基本的方向につきましては議論を重ねてきた部分もございますので、もし何も無いようでしたら、これで終了とさせていただきますがよろしいでしょうか。委員の皆様には貴重な御意見を多数いただきありがとうございます。各委員からいただきました御意見を踏まえて、行財政改革の一層の推進を図っていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。以上をもちまして本日の委員会の議事は全て終了いたしました。執行機関からは何かございますか。

○**執行機関** 本日は、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございます。いただきました意見を踏まえて、さらによりよい水戸市を目指して、改革を推進してまいります。今回の委員会を持ちまして、水戸市行財政改革プラン2013の進行管理が終了しまして、委員の皆様が3年間の任期も終了となります。特に、昨年度は水戸市行財政改革プラン2016の策定に当たりまして、10月・11月と複数回にわたる審議の御協力をいただきまして、ありがとうございます。無事にプラン2016を策定し、現在、その進行管理を行っているところです。これまで3年間ありがとうございます。今後とも、水戸市政発展のために、御協力をよろしくお願ひします。

○___**委員長** 執行機関からの説明にありましたように、今回の会議で、プラン2013の進行管理が終了し、私たちの任期も終了となります。この3年間は、長いようで早かったなと感じております。プラン2013で仕掛かりになったものについては、プラン2016に引き継いでいますし、今後の水戸市の行財政改革がどのようにしていくのか、今後、委員でなくなったとしても、皆様におかれましては、水戸市政を見守っていただきたいと思います。3年間お疲れ様でした。それでは、以上をもちまして、第9回行政改革推進委員会を終わりといたします。